

○「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」の細部取扱について（平成15年2月28日付け関自貨第1589号及び関自監二第480号）

新	旧
関 自 貨 第 1 5 8 9 号 関自監二第 4 8 0 号 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の 処理方針について」の細部取扱について 平成15年 2月28日 一部改正 平成16年 8月31日 一部改正 平成19年 8月28日 一部改正 平成20年 4月 1日 一部改正 平成25年 3月22日 一部改正 平成25年11月20日 一部改正 平成27年 4月16日 一部改正 令和 元 年10月 1日 <u>一部改正 令和 7 年 8月 1日</u> 関東運輸局自動車交通部長 関東運輸局自動車監査指導部長 平成15年2月28日公示した「標記処理方針」の細部取扱いは下記による。 なお、この細部取扱は、平成15年2月28日公示した「一般貨物自動車運送事業<u>及 び特定貨物自動車運送事業</u>の事業計画変更等に関する処理方針について」についても適 用するものとする。 また、本通達は平成15年4月1日より適用することとし、これに伴い、「「一般貨物 自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」の細部取 扱いについて」（平成7年6月28日付け関自貨1第62号、関自貨2第439号）は 平成15年3月31日限りで廃止する。 記 I. 一般貨物自動車運送事業の許可申請 1. ～13. （略）	関 自 貨 第 1 5 8 9 号 関自監二第 4 8 0 号 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の 処理方針について」の細部取扱について 平成15年 2月28日 一部改正 平成16年 8月31日 一部改正 平成19年 8月28日 一部改正 平成20年 4月 1日 一部改正 平成25年 3月22日 一部改正 平成25年11月20日 一部改正 平成27年 4月16日 一部改正 令和 元 年10月 1日 関東運輸局自動車交通部長 関東運輸局自動車監査指導部長 平成15年2月28日公示した「標記処理方針」の細部取扱いは下記による。 なお、この細部取扱は、平成15年2月28日公示した「一般貨物自動車運送事業の 事業計画変更等に関する処理方針について」についても適用するものとする。 また、本通達は平成15年4月1日より適用することとし、これに伴い、「「一般貨物 自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」の細部取 扱いについて」（平成7年6月28日付け関自貨1第62号、関自貨2第439号）は 平成15年3月31日限りで廃止する。 記 I. 一般貨物自動車運送事業の許可申請 1. ～13. （略）

II. その他

- ① 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」1.（6）について

事業拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行う場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」（平成15年2月28日付け公示）1.（3）③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

- ② （略）

- ③ 貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づく届出について

ア. 一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合の届出書は、別添様式6を例とする。

イ. 一般（特定）貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けが終了した場合の届出書は、別添様式7を例とする。

ウ. 一般（特定）貨物自動車運送事業者たる法人の合併が終了した場合の届出書は、別添様式8を例とする。

エ. 一般（特定）貨物自動車運送事業者たる法人の分割が終了した場合の届出書は、別添様式9を例とする。

II. その他

- ① 「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」1.（6）について

事業拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行う場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」（平成15年2月28日付け公示）1.（3）③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

- ② （略）

- ③ 貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づく届出について

ア. 一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合の届出書は、別添様式6を例とする。

イ. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けが終了した場合の届出書は、別添様式7を例とする。

ウ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併が終了した場合の届出書は、別添様式8を例とする。

エ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割が終了した場合の届出書は、別添様式9を例とする。

新

様式 7

令和 年 月 日

関東運輸局長
殿

譲渡人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連 絡 先

一般（特定）貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの終了届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般（特定）貨物自動車運送事業の譲渡し譲受けは下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第 4 4 条第 1 項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

譲渡人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項
一般（特定）貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けが終了

3. 届出事由の発生の日
令和 年 月 日 譲渡し及び譲受けを終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
対人賠償額 無制限 の任意保険等 （令和 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況
労働災害保険 （令和 年 月 日に加入しました）
雇用保険 （令和 年 月 日に加入しました）
健康保険・厚生年金保険 （令和 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類
・法人の設立があったときは、登記事項証明書
・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）
・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、認可申請時に提出している場合及び施設に変更がない場合については不要です。）

旧

様式 7

令和 年 月 日

関東運輸局長
殿

譲渡人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連 絡 先

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの終了届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般貨物自動車運送事業の譲渡し譲受けは下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第 4 4 条第 1 項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

譲渡人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けが終了

3. 届出事由の発生の日
令和 年 月 日 譲渡し及び譲受けを終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
対人賠償額 無制限 の任意保険等 （令和 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況
労働災害保険 （令和 年 月 日に加入しました）
雇用保険 （令和 年 月 日に加入しました）
健康保険・厚生年金保険 （令和 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類
・法人の設立があったときは、登記事項証明書
・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）
・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、認可申請時に提出している場合及び施設に変更がない場合については不要です。）

新

旧

様式 8

令和 年 月 日

関 東 運 輸 局 長
殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連 絡 担 当 者
連 絡 先

一般（**特定**）貨物自動車運送事業者たる法人の合併の終了届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般（**特定**）貨物自動車運送事業者たる法人の合併は下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第 4 4 条第 1 項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

合併法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

被合併法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項

一般（**特定**）貨物自動車運送事業の合併が終了

3. 届出事由の発生の日

令和 年 月 日 合併を終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額 無制限 の任意保険等 （令和 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況

労働災害保険 （令和 年 月 日に加入しました）
雇用保険 （令和 年 月 日に加入しました）
健康保険・厚生年金保険 （令和 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類

- ・登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
- ・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、認可申請時に提出している場合及び施設に変更がない場合については不要です。）

様式 8

令和 年 月 日

関 東 運 輸 局 長
殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連 絡 担 当 者
連 絡 先

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併の終了届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第 4 4 条第 1 項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

合併法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

被合併法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項

一般貨物自動車運送事業の合併が終了

3. 届出事由の発生の日

令和 年 月 日 合併を終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額 無制限 の任意保険等 （令和 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況

労働災害保険 （令和 年 月 日に加入しました）
雇用保険 （令和 年 月 日に加入しました）
健康保険・厚生年金保険 （令和 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類

- ・登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
- ・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、認可申請時に提出している場合及び施設に変更がない場合については不要です。）

新

様式 9

令和 年 月 日

関 東 運 輸 局 長
殿

分割法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

承継法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連 絡 先

一般（特定）貨物自動車運送事業者たる法人の分割の終了届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般（特定）貨物自動車運送事業者たる法人の分割は下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第 4 4 条第 1 項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

分割法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

承継法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項
一般（特定）貨物自動車運送事業の分割が終了

3. 届出事由の発生の日
令和 年 月 日 分割を終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
対人賠償額 無制限 の任意保険等（令和 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況
労働災害保険（令和 年 月 日に加入しました）
雇用保険（令和 年 月 日に加入しました）
健康保険・厚生年金保険（令和 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類
・登記事項証明書
・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）
・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、認可申請時に提出している場合及び施設に変更がない場合については不要です。）

旧

様式 9

令和 年 月 日

関 東 運 輸 局 長
殿

分割法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

承継法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連 絡 先

一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割の終了届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割は下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第 4 4 条第 1 項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

分割法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

承継法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項
一般貨物自動車運送事業の分割が終了

3. 届出事由の発生の日
令和 年 月 日 分割を終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
対人賠償額 無制限 の任意保険等（令和 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況
労働災害保険（令和 年 月 日に加入しました）
雇用保険（令和 年 月 日に加入しました）
健康保険・厚生年金保険（令和 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類
・登記事項証明書
・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）
・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、認可申請時に提出している場合及び施設に変更がない場合については不要です。）